平成２３年（フ）第３号
北海道厚岸郡厚岸町有明２丁目１番地
債務者　梶谷由美子（旧姓二ツ森）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２２号
釧路市春採２丁目12番11号
債務者　山口　拓也
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２３号
釧路市昭和中央３丁目27番９号
債務者　妹尾　千春（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２６号
釧路市益浦２丁目９番２号
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２７号
釧路市川端町４番26号　後藤マンション２階１号室
債務者　野坊戸雅彦
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１９号
秋田県仙北郡美郷町六郷東根字上荒川92番地１
債務者　藤岡　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第２０号
愛知県刈谷市末広町３丁目３番地４　ハピネス塚本203号、旧住所愛知県刈谷市沖野町１丁目１番地14　グローリアス東刈谷第５―202号
債務者　國分　智治
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
愛知県安城市池浦町丸田307番地　アパートC
債務者　山下　政美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
愛知県岡崎市大西町字仁田６番地１　シャトー岡崎Ⅱ番館706
債務者　金谷　章恵（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
愛知県岡崎市竜美旭町12番地４　レークサイドテラスC―102
債務者　三上　伸広
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４５号
岡山市東区福治884番地
債務者　石原　辰海
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４０号
岡山県玉野市築港４丁目９番１号
債務者　秀島美惠子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目1584番地15　アピアシー児島407号
債務者　岡田　啓輝
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９号
岡山県備前市日生町寒河1066番地
債務者　妻鹿　晴美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５１１号
東京都清瀬市野塩３丁目50　A―201
債務者　早乙女沙紀
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部